

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国の個人所得税法における経過措置の終了による駐在員への影響

中国の個人所得税法において、2022年1月以降、2つの優遇措置が廃止されます。1つは外国国籍者に対する住宅手当、子女教育費などの免税手当の廃止、もう一つは賞与の税額計算に関するものです。これらの廃止により個人所得税額が大きく増加するケースが多くなることが想定されます。本稿ではケースを用いて、廃止後の負担増加額を解説します。

1. 中国の個人所得税法改正の概要

2019年1月に施行された中国の個人所得税法においては、居住者および非居住者の定義の明確化、適用税率表の見直しなど、日本人駐在員に関係する大きな改正事項が盛り込まれました。

改正前までは、外国籍従業員に対して、一定の条件を満たす特定の手当が、現物支給方式または実費精算により供与された場合には、いわゆる「外国国籍者の免税手当」として、合理的な範囲内で非課税扱いが認められていましたが、経過措置を経た2022年1月1日以降は廃止されます。一方で、新たに設けられた6項目の専門付加控除が、上限金額を設けたうえで認められます。経過措置の期間内には、納税者は「外国国籍者の免税手当」と専門付加控除項目のいずれか一方のみを適用することができます。

廃止される外国国籍者の免税手当

	項目
1	住宅手当
2	食事手当
3	引越費用
4	クリーニング手当
5	国内外出張手当
6	帰省旅費
7	語学研修費
8	子女教育手当

専門付加控除項目

	項目	控除額上限
1	子女教育費	年 12,000 元/子
2	継続教育費	年 8,400 元
3	重大疾病医療費	年 80,000 元
4	住宅ローン利子	年 12,000 元
5	住宅家賃	年 18,000 元*
6	高齢者扶養	年 24,000 元

※金額は地域により異なる

賞与についての課税は、いわゆる「年間1回性賞与の優遇処理」により、年1回に限り月次の給与と分離し、単独で個人所得税を計算する処理が認められてきましたが、同じく2022年1月1日以降は廃止されます。

2. 計算事例

A氏は日本会社の中国子会社（上海市）の総経理であり、給与等の条件は以下のとおりです。

A氏の給与等の条件

月次給与（所得税込み）	75,000 元/月
会社負担駐在員社宅家賃	20,000 元/月
賞与（所得税込み）	240,000 元/年1回

●2021年12月以前の所得税額の算出

上記条件での年間所得税額は、次の算式により239,160元と計算されてきました。

月次給与に係る税額208,080元+賞与に係る税額31,080元=239,160元

この内訳は以下のとおりです。

・月次給与に係る所得税

課税所得：(月次給与+社宅家賃-給与基礎控除額(5,000元/月)-外国国籍者の免税手当)×12か月
 = (75,000+20,000-5,000-20,000)×12=840,000元/年

税額：課税所得×税率-速算控除額=840,000×35%-85,920=208,080元

総合所得税率表

年度課税所得(元)		税率	速算控除額	
	～	36,000	3%	-
36,000	～	144,000	10%	2,520
144,000	～	300,000	20%	16,920
300,000	～	420,000	25%	31,920
420,000	～	660,000	30%	52,920
660,000	～	960,000	35%	85,920
960,000	～		45%	181,920

・賞与に係る所得税

賞与に係る所得税については、月次の所得に合算して算出することが原則ですが、年間1回に限り、次の算式により、月次の給与とは分離して税額を確定する税制優遇措置が認められてきました。この措置は2022年1月1日以降廃止されます。

課税所得：240,000元

税額：課税所得×税率-速算控除額=240,000元×20%-16,920=31,080元

●2022年1月以降 外国人の免税手当の廃止に係る影響額

改正後の課税所得：(月次給与+社宅家賃-給与基礎控除額)×12か月-専門付加控除額(住宅家賃)
 = (75,000+20,000-5,000)×12-18,000=1,062,000元/年

税額：課税所得×税率-控除額=1,062,000×45%-181,920=295,980元

したがって、次の算式のとおり年87,900元の税額の増加となります。

新税額295,980元-従前の税額208,080元=87,900元/年

●「年間1回性賞与の優遇処理」廃止に係る影響額

2022年1月以降は「年間1回性賞与の優遇処理」を適用することはできなくなり、当年度の総合所得に合算することとなります。前述の住宅手当の影響を含んだ所得税総額は、次の算式のとおり403,980元となります。

課税所得：(月次給与+社宅家賃-給与基礎控除額)×12か月-専門付加控除額(住宅家賃)+賞与額
 = (75,000+20,000-5,000)×12-18,000+240,000=1,302,000元/年

税額：課税所得×税率-控除額=1,302,000×45%-181,920=403,980元

	2021年12月以前	2022年1月以降	増加額
月次給与（所得税込み）	900,000 元/年	900,000 元/年	
賞与（所得税込み）	240,000 元/年	240,000 元/年	
個人所得税額	239,160 元	403,980 元	164,820 元
手取り金額 （社会保険料差引前）	900,840 元	736,020 元	▲164,820 元

このように、2022年1月以降は同じ総支給額（1,140,000 元/年）であっても所得税負担額が164,820 元増加してしまうこととなります。

なお、本試算においては社会保険料を考慮に入れていません。社会保険料に関しては運用や料率が地域により異なりますが、社会保険の納付基数の上限が28,017 元/月（上海市の場合、2020年度）となっているため、これまでの基数がこれを上回っている場合には影響はありません。

お見逃しなく！

本稿では所得税込みの給与を一定とした場合の税負担増加額を試算しましたが、給与の設定方法が手取り金額ベースで設定されている場合には、手取り金額をもとに総支給額を算出する、いわゆるグロスアップによる計算方法となり、影響額は拡大します。

実際の影響額や対応方法については個別のケースにより異なるため、必要に応じて専門家に相談の上対応を検討されることをお勧めします。